

「短期大学の挑戦」合同フォーラム

平成二十一年度「大学教育改革プログラム」が、一月七日・八日の二日間にわたり、東京有明にある東京ビッグサイトにおいて開催されました。

本学は、八日に実施された大学教育推進プログラム「短期大学の挑戦」



分科会会場で意見交換

約三百名の大学、短期大学関係者の皆様は、両校の発表を聴いていました。その後、審査に関わった審査部会委員を交えたディスカッションが行われ、短期大学の特色ある教育活動について積極的な意見交換ができました。また、別の会場ではポスターセッション



ポスターセッションで意見交換する職員

という分科会に、安田女子短期大学と参加しました。平成20年度選定の質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）について、2つの短期大学の取り組みの実施状況や、課題、成果等の事例報告を行い、全国から参加した

各大学関係者からの関心は、大学全体で教育GPに取り組んでいる四つの学科

と同時進行で開催され、本学のブースには開場と同時にたくさんの方々が訪れてくださいました。やはり、本学の取組内容について具体的に聞き合いたいというお問い合わせが多かったです。

GP通信

発行
大垣女子短期大学
GP専門部会



と事務局がどのようにして準備をし、どのように取り組み、その成果はどうだったのかというところにあつたようです。これは、地域に愛され、信頼される大学づくりを目指す地方の小規模短期大学だからこそでき

る取り組みではないかと思えます。学生たちはこの取り組みを通して、相手への気持ちやより感じる事ができ、教職員も一つの事に組織全体で取り組むことの重要性をあらためて感じていると思います。

就業力、短期大学設置基準改正

平成二十二年度一月二十九日の中央教育審議会にて、大学設置基準及び短期大学設置基準の改正が諮問されました。

《改正内容》

短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

このような観点から、文部科学省において、大学設置基準及び短期大学設置基準を改正するため、学校教育法第九十四条の規定に基づき、諮問を行うものである。

《改正理由》
学生への資質能力に対する社会からの要請、学生の

本学もこの改正に伴い学生への就業力向上のために全学で取り組んでまいります。